地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

# 平成26年2月18日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

#### 1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番	発 生	専決処分	損害賠	事件の概要
号	局 名	年月日	償の額	7. 11 3 100 3
1	1 環境局 25.10.28		円 400, 050	平成25年5月27日、中原区上小田中3丁目 29番2号マンション構内で、本市職員が、ご みの収集作業中、被害者所有の集積所の扉を 破損させたもの
2	環境局	25. 11. 5	円 56, 700	平成25年8月15日、多摩区宿河原2丁目4番16号先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者が管理するマンションの外壁に接触し、破損させたもの
3	3 環境局 25.11.13		円 194, 940	平成25年8月27日、中原区井田1丁目34番 2号先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積 所に着けようと後退した際、駐車していた被 害者所有の普通乗用車に接触し、破損させた もの
4	4 環境局 25.12		円 210, 395	平成25年10月23日、川崎区渡田1丁目7番6号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、 駐車していた被害者所有の小型トラックに接触し、破損させたもの

5	環境局	25. 12. 10	円 99, 750	平成25年10月28日、被害者(ア)宅及び(イ)宅先路上で、本市職員が、本市小型ごみ収集車を停車させて作業をしていたところ、ブレーキ操作が不十分であったため、当該小型ごみ収集車が動き出して被害者所有の次の物件に接触し、破損させたもの
6	環境局	25. 12. 10	円 10,645	フェンス (被害者(ア)及び(イ)) 自転車及び植木鉢 (被害者(イ)) 軽トラック (被害者(ウ))
7	環境局	25. 12. 19	円 159, 266	
8	環境局	25. 12. 24	円 73, 080	平成25年11月16日、被害者宅先路上で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
9	環境局	26. 1.20	円 38, 375	平成25年10月29日、川崎区小田栄1丁目9番20号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、道路を横断してきた被害者運転の自転車に接触し、被害者を負傷させたもの
10	環境局	26. 1.16	円 576, 322	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの 煙突上部の踊り場にある排水口が詰まってい たため、当該踊り場にたまったさびを含んだ 雨水が、強風により当該処理センターの周辺 に飛散し、被害者所有の建物の外壁等及び普 通乗用車を汚損させたもの
11	建設緑政局	25. 11. 18	円 24, 952	平成25年2月16日、麻生区百合丘2丁目12番8号先路上で、蓋の設置されている側溝上を通行中の被害者が、当該側溝の蓋とともに落下し、衣服が破損し、及び被害者が負傷したもの
12	建設緑政局	25. 12. 13	円 24, 910	平成23年12月6日、小倉緑地で、路上には み出していた樹木の枝が、走行中のトラック の積載物と接触して折れて落下し、被害者を 負傷させたもの
13	建設緑政局	26. 1. 8	円 39, 120	平成25年8月7日、王禅寺公園で、樹木の 枯れ枝が落下し、被害者を負傷させたもの
14	建設緑政局	26. 1.10	円 21,312	平成25年9月2日、宮前区平6丁目11番先路上で、被害者運転の小型乗用車が走行中、 外れていた側溝の蓋に接触し、当該小型乗用 車が破損したもの
15	宮前区 役所	25. 12. 20	円 7, 329	平成25年10月28日、宮前区鷺沼4丁目11番 地上下水道局管理地で、本市職員が草刈り作 業中、草刈機の刃が、被害者所有の自動販売 機の電源コードに接触し、破損させたもの

# 2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案番号	議 決 年月日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更	<u> </u>	専決処分	変更理由
	24.10.3	田学学そ事とのでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の	川 1 大 同 代 株 大 成 川 代 大 成 式 代 木 代 大 成 川 代 大 成 式 代 村 本 本 会 表 山 員 原 表 川 代 大 成 司 株 役 つ 村 役 司 株 役 久 株 代 村 松 会 大 段 司 株 役 久 株 农 久 松 公 大 段 司 株 役 久 株 农 久 松 次 人 松 次 人 太 次 次	変更前 契約金額 892,290,000 円	変更後 契約金額 913,024,350 円		改お壁をと観見傷っ外費額うる既修い改施こかえがた壁用変も。存部て修工ろらな著たの等更の校分、工し、でいしめ補のをでき、外事た外は損か、修増行あ

]	案号	議年月	決日	工 事 名	契 約 の 相 手 方	変更	事項 変更後	専決処分 年 月 日	変更理由
19		25.3.	19	塚 類 築 工 事	川目45番28号 一丁 目45番4	契約金額 638,400,000 円	契約金額 640,918,560 円	26.1.14	に障つ去な等増行あ 初い物り必たた変も。 想地が、要こめ更の 定中見撤とと、をで

議 案	議決	丁 東 夕	契約の相手方	変更	事項	専決処分	変更理由
番号	年月日	工 事 名	关	変更前	変更後	年月日	及文在田
108	25.10.3	上 学 工事	川目ハ田体代株 構株 構沼 構千会 情の ひかい ちま式 代早成式 代安成田代沼成代社代吉寺番ワ代 社	契約金額 1,785,000,000 円	契約金額 1,815,660,120 円	26.1.29	平度設価例り算増行あ成公計に措、出額うると生労係置所金変も。

議 案	議決	丁 東 夕	契約の相手方	変更	事項	専決処分	変更理由
番号	年月日	工事名	关 的 仍 怕 于 刀	変更前	変更後	年月日	<b>发 史 哇 田</b>
109	25.10.3	子学橘改甲、工事中,大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大	横丁淺輪代株  構株  構株 改  構松	契約金額 3,966,900,000 円	契約金額 4,038,916,560 円	26.1.29	平度設価例り算増行あ成公計に措、出額うると共労係置所金変も。5 工務るに定額更の

議案	議、決	工事名	契 約 の 相 手 方	変更	事項	専決処分	変更理由
番号	年月日			変更前	変更後	年月日	
110	25.10.3	子学橘改そ備日を中築の工りを学電他事が東校気設	川崎市高津区子母口9 87番地 丸井・老 大表者 大表者 大大表社 大大表社 大大表社 大大表社 大大会社 大大会社 大大会社 大大会社	契約金額 604,485,000 円	契約金額 614,467,440 円	26.1.29	平度 計 特 よ の に を で と な は な 計 に 措 、 出 額 う る は ま な 変 も 。
111	25.10.3	子学橘改調他事母校中築和設小東校気の工	横日 エ 業 代 エ 代 落 成 同 で と で 業 で な な は 同 産 を が な な ま か な ま か な な ま か な ま か な な ま か な な な な	契約金額 661,500,000 円	契約金額 677,135,160 円	26.1.29	平度 設価 例 り 算 増 行 あ成 な 計 に 措 、 出 額 う る 3 と ま 第 る に 定 額 更 の

議案	議決	工 事 名	契約の相手方	変更	変更事項		変更理由
番号	年月日			変更前	変更後	年月日	
112	25.10.3	か 北 火 備 事	新潟市北区島見町33 07番地16 富士建設工業株式会社 代表取締役 鳴海 利彦	完成期限 平成 27 年 3 月 31 日	完成期限 平成 28 年 1月 29 日	26.1.29	たい 事見がめ 延もののである。 はの 直生、長の さまいままである。
113	25.10.3	小 向 住 宅 新 築 第 2 号工事	川崎市中原区今井仲町 375番地3 興建・若井共同企業体 代表者 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男 構成 工業株式会社 代表取締役 古井工業株役 若井工業総役 若井 純	契約金額 659,041,950 円	契約金額 678,805,950 円	25.12.20	平度設価例り算増行あて、出て、対のにをでいる。のは、対のには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

## 3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

## (1) 訴えの提起

番	専決処分		
号	年月日	被告	請求の要旨
1	25. 12. 3	****	市営住宅の使用料を3月以上 滞納し、本市の再三にわたる納 付指導にも応じない左記の被告 に対し、当該市営住宅の明渡し
2	25. 12. 3	****	並びに当該市営住宅の滞納使用 料及び明渡済みに至るまでの使 用料相当損害金の支払を求める
3	26. 1.17	****	€0
4	26. 1.17	****	
5	26. 1.17	****	
6	26. 1.17	****	
7	26. 1.17	****	
8	26. 1.17	****	
9	26. 1.17	****	
10	26. 1.17	****	
11	25. 12. 3	****	市営住宅を権原なく占有し、 本市の再三にわたる退去の要求 にも応じない左記の被告に対し、 当該市営住宅の明渡し及び使用
12	26. 1.17	****	料相当損害金の支払を求めるもの

### (2) 和解

番	専決処分	相手方	和解の要旨
号	年月日	14 子 2	和 併 り 安 日
1	25. 11. 5	****	左記の相手方は、211,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年11月から平成26年9月までの間は毎月18,000円、同年10月は13,500円に分割して支払うこととするもの
2	25. 11. 7	****	左記の相手方は、373,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年11月から平成27年4月までの間は毎月20,000円、同年5月は13,000円に分割して支払うこととするもの